

規格番号：JIS C 6065 (2013) 規格名：オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器 - 安全性要求事項

&lt;技術基準省令への整合性&gt;

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	3.1	3.1 一般要求事項 機器は、通常動作状態又は故障状態の下で、意図した目的で用いたときに危険が生じることがないように、規定の項目に対する保護を備えるような設計及び構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	3 全部  5.4.1d)  6 全部  8 全部	3 一般要求事項 3.1 機器は、通常動作状態又は故障状態の下で、意図した目的で用いたときに危険が生じることがないように、規定の項目に対する保護を備えるような設計及び構造でなければならない。 3.2 主電源から電源供給を受けるように設計した機器は、クラスⅠ 機器等の要求事項に従った構造でなければならない。 5.4.1d) クラスⅠ 構造の機器は、保護接地接続をもつ主電源コンセントに接続しなければならない旨の警告を説明書にできる限り含めなければならない。 6 危険な放射 6.1 電離放射 6.2 レーザ放射 8 感電保護に関する構造要求	

				9 全部 12 全部  17 全部	9 通常動作状態の下での感電の危険 12 機械的強度 12.1 完成機器 12.2 操作素子の固定 12.3 手で保持するリモートコントロール 12.4 引出し 12.5 機器に取り付けたアンテナ同軸接続器 12.6 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ 17 電氣的接続及び機械的固定	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	6.2 11 全部	6.2 レーザ放射 11 故障状態 11.1 感電の危険 感電の危険に対する保護は、機器が故障状態で動作していても存在していなければならない。 11.2 温度上昇 機器が故障状態の下で動作するとき、次のような温度に達する部分があってはならない。 - 機器の周辺に火災の危険をもたらす - 機器で発生する異常な熱によって安全性が損なわれる	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取	該当 非該当	5.2 5.2b)	端子 b) 通常動作状態で危険な活電部になる端子（ただし、主電源供給用の端子は除く。）には、規定の表示を行わなければならない。	

		扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		5.3 5.3b) 5.4 6.2	5.3 注意表示 b) 取り外し可能なスピーカグリルには、近傍に注意文を表示しなければならない。 5.4 説明書 この規格に従って安全に関する情報が必要な場合、この情報は設置説明書又は取扱説明書に記載し、機器とともに供給しなければならない。 6.2 レーザ放射	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	6.2.1d) 6.2.2d) 8.18 12.5 14.9.1 15.2 17 17.1 17.4	6.2.1d) レーザ放射システム 6.2.2d) レーザ放射システム 8.18 介在絶縁物がない絶縁巻線部品に対する耐久試験 12.5 機器に取り付けたアンテナ同軸接続器 14.9.1 モータは、長期の意図的な使用において、この規格への適合性を損なう電氣的又は機械的故障を防止するような構造でなければならない。 15.2 保護接地接続部に接触する導電部は、電気化学的作用によって著しい腐食が起きてはならない。保護接地端子は、著しい腐食に対する耐性がなければならない。 17 電氣的接続及び機械的固定 17.1 機器の寿命中に数回緩めたり締め付けたりするねじ端子は、十分な強度をもたなければならない。 17.4 導電部の固定	

				17.7	17.7 機器の寿命中に操作する可能性があるカバー固定デバイスは、十分な機械的強度がなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	1.1 1.1.1  5.4	1.1 適用範囲 1.1.1 この規格は、主として、家庭用及びこれに類するところで用いることを意図した機器に適用するが、これらの機器は、公共の会合場所、例えば、学校、劇場、作業所及び仕事場で用いてもよい。公共の会合場所に用いることを意図した専門家用機器にも、特に他の規格の対象となっていない限りこの規格を適用する。 5.4 説明書 この規格に従って安全に関する情報が必要な場合、この情報は設置説明書又は取扱説明書に記載し、機器とともに供給しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	7.1  7.2  10.3	7.1 一般事項 意図する使用中に、機器のどの部分も過剰な温度に達してはならない。(材料毎の限度値を規定) 7.2 絶縁材料の耐熱性 主電源に導電的に接続した部分を保持する絶縁材料は、意図した使用時に定常電流が0.2Aを超え、不完全な接続によってかなりの発熱をするおそれがある場合、耐熱性がなければならない。 10.3 絶縁抵抗及び耐電圧	

				10.3.1 14 (ただし、 14.8を除く) 16 16.4 16.5	10.3.1 絶縁材料の絶縁は、適切でなければならない。 14 部品(各部品の要求事項で規定。ただし、14.8「電 圧切換装置及び類似の装置」は該当しない。) 16 外部可とうコード 16.4 絶縁部温度上昇が無視できる断面積をもたなけ ればならない。 16.5 危険な活電部がある場合、張力及びねじれ保護 デバイスは、絶縁材料でできていなければならない 等。	
第七 条 第1項	感電に対する保 護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電の おそれがないように、次に掲げる措置が講じられるもの とする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に 応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	9 9.1 9.1.1 9.2	9 通常動作状態の下での感電の危険 9.1 外側に対する試験 9.1.1 一般事項 可触部は、危険な活電部であってはならない(開路 電圧の限度値を規定)。 9.2 保護カバーの取り外し	
第七 条 第2項	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制さ れていること。	該当 非該当	9.1.1 9.1.6	9.1.1 一般事項 可触部は、危険な活電部であってはならない(タッ チカレントの限度値を規定)。 9.1.6 主電源プラグの引抜き主電源プラグを用いて 主電源に接続する機器は、プラグをコンセントから 引き抜いた後、プラグのピン又は接点に触れたと き、コンデンサに蓄積した電荷による感電の危険が ないように設計しなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがあ	該当	8	8 感電保護に関する構造要求	

		る内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	非該当	8.2	8.2 機器は、手による操作によって感電の危険が生じないように設計し、かつ、組み立てなければならない。	
				8.3	8.3 危険な活電部の絶縁は、吸水性がある材料であってはならない。	
				8.4	8.4 機器は、可触部又は手でカバーを外したとき可触になる部分からの感電の危険がないように組み立てなければならない。	
				8.5	8.5 可触導電部分は、箇条 10 絶縁要求事項及び箇条 13 空間距離及び沿面距離の要求事項に適合する絶縁によって、危険な活電部から分離しなければならない。	
				8.8	8.8 絶縁は、耐電圧試験に耐えなければならない。	
				8.6	8.6 危険な活電部からの分離	
				8.9	8.9 器内配線の絶縁	
				8.10	8.10 クラス 機器の二重絶縁	
				8.11	8.11 電線外れ時の空間距離等	
				10	10 絶縁要求	
				13	13 空間距離及び沿面距離	
				16.3a)	16.3a) 外部可とうコード 機器相互間接続コード 耐電圧	
				14.6.2	14.6.2 スイッチの耐久試験	
				14.6.5	14.6.5 主電源スイッチの耐久試験	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は	該当	20	20 耐火性	

	らの保護	物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	非該当	7 11.2	<p>機器は、火の発生及び伝搬を、できる限り抑制するように設計しなければならない。また、火災の危険が、機器の周囲に及ばないようにしなければならない。これは、次のようにして達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 機器の設計製造において、潜在的発火源を形成しないように優れた設計手法を用いる。</li> <li>- 潜在的発火源から規定する距離の範囲内にある内部部品には燃えにくい材料を用いる。</li> <li>- 火の伝搬を制限するために、防火用エンクロージャ及び/又はバリアを用いる。</li> </ul> <p>7 通常動作状態の下での温度上昇 11.2 故障状態の温度上昇</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	7.1.1	<p>7 通常動作状態の下での温度上昇</p> <p>7.1 一般事項</p> <p>意図した使用中に、機器のいかなる部分も過剰な温度に達してはならない。</p> <p>7.1.1 可触部</p> <p>可触部の温度上昇は、表3のa)“通常動作状態”の値を超えてはならない。</p>	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	19 全部	<p>19 安定性及び機械的危険</p> <p>機器は、十分な安定性がなければならない。</p> <p>19.4 縁及び角に対する試験</p> <p>機器の適切な機能のために必要な場合を除き、機器上の場所又は使い方によって、使用者に危険を及ぼす</p>	

					<p>可能性がある場合、縁又は角は滑らかでなければならない。</p> <p>19.5 ガラスの機械的強度 ガラスは、皮膚に引裂き傷を生じさせるような壊れ方をしてはならない。</p> <p>19.6 壁又は天井への取付方法 壁又は天井に取り付けることを目的とする機器の取付手段は、適切でなければならない。</p> <p>19.1 10度傾き試験 19.2 垂直加重試験 19.3 水平加重試験</p> <p>14.9.3 14.9.3 可動部に対するガード</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	<p>9.1.7 9.1.7 外力に対する耐性 機器のエンクロージャは、外力に対して十分に耐えなければならない。</p> <p>16.6 16.6 16.5に規定する外部可とうコード用の開口部は、コードの挿入時及びその後の移動中に、コードに損傷を与えることがない構造でなければならない。</p> <p>17.9A 17.9A 機器用カブラを用いる場合、コネクタを抜き差しするときに機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。</p> <p>12 12 機械的強度 16.3b) 16.3b) 外部可とうコード 機器相互間接続コード 機</p>		



				18	械的ストレス 18 映像管の機械的強度及び暴縮に対する保護	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	14.10 14.10.1  14.10.5  14.10.4	14.10 電池 14.10.1 電池は、可燃性ガスの滞留の危険がないように、また、電解液の漏出によって絶縁を損なうことがないように取り付けなければならない。 14.10.5 電池の落下試験使用者のサービス対象の特殊電池は、落とすことによって電解液が漏れ出たはならない。 14.10.4 電池の成形応力リリース	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	6 全部	6.1 電離放射 潜在的な電離放射線源を含む機器(ブラウン管内蔵機器)は、通常動作状態及び故障状態の下で、電離放射線に対して人体を保護できる構造でなければならない。 6.2 レーザ放射 レーザーシステムをもつ機器は通常動作状態及び故障状態において、レーザー放射に対して人体を保護できる構造でなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	14.9	14.9 モータ 14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。	
第十五条	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、	該当	14.9	14.9 モータ	

条第1項	び停止による危害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	非該当		14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	14.9	14.9 モータ 14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	14.9	14.9 モータ 14.9.3 人のけがの原因となるような可動部は、意図した使用中、この危険に対し十分な保護を備えるように配置するか、又は囲っていないなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	11.2.1 14.5.2 14.5.2.1 14.5.4 16.2	11.2.1 温度上昇値の測定 温度上昇をヒューズによって制限する場合、必要に応じてヒューズの特性に関する追加試験を行う。 14.5.2 ヒューズ及びヒューズホルダ 14.5.2.1 機器がこの規格に不適合となることを防止するために、主電源に直接接続した部分にあるヒューズについては、規定する要求事項に適合しなければならない。 14.5.4 標準化されていないヒューズ又は小形のサーキットブレーカのような保護デバイスは、十分な遮断容量をもたなければならない。 16.2 電源供給コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもたなければならない。	

第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	13.3.4	13.3.4 過度電圧の測定 機器内のフィルタがある場合、過度電圧を機器に与え、フィルタを通した後の電圧の減衰を基に、絶縁破壊しない空間距離を決定する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-		本規格に該当する電気用品に対する雑音の強さは、別規格(J55013)で規定されている。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	5	5 表示及び説明書表示は、永続性があり、理解しやすく、機器を用いるときに機器上で容易に識別できるものでなければならない。	
第二十条第1項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭	該当 非該当	-		長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため。整合規格は不要。

		和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下 同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年 劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十 条第2項	表示等(長期使 用製品安全表示 制度による表 示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見 やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない 方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年 劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		長期使用製品 安全表示制度 については、省 令で明確に規 定されている ため。整合規格 は不要。
第二十 条第3項	表示等(長期使 用製品安全表示 制度による表 示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するも のを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体 となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器 本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に 消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年 劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-		長期使用製品 安全表示制度 については、省 令で明確に規 定されている ため。整合規格 は不要。
第二十 条第4項	表示等(長期使 用製品安全表示 制度による表 示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産 業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭 に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる	該当 非該当	-		長期使用製品 安全表示制度 については、省

	示)	<p>事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				<p>令で明確に規定されているため。整合規格は不要。</p>
--	----	--	--	--	--	--------------------------------



<技術基準省令への整合性> 規格番号：JIS C 8105-1（2010）+ 追補 1（2013） 規格名：照明器具 - 第 1 部：安全性要求事項通則

以下、追補で追加・修正された規格の項目番号を下線で示す。





技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当	0.3	0.3 一般的要求事項	
			非該当	<u>4.27A</u>	0.3.1 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に対し、危険の原因にならないように設計、製造しなければならない。 4.27A 光出力 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当	4.	4. 構造	
			非該当	14	構造に関する規定全般。 第 14 章 ねじ締め式端子（照明器具に組み込むねじ締め式端子に関する要求事項を規定している。）	
			非該当	15	第 15 章 ねじなし端子及び電気接続（照明器具の内部配線及び外部配線の接続に用いるねじなし端子及び電気接続に関する要求事項を規定している。）	





					は交換しないで下さい。”	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	4.11.4 4.14.3 4.18  4.27B  12.3 12.3.1	4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 4.14.3 調節装置 調節装置の動作サイクル試験 4.18 耐食性 防滴形、防雨形、防まつ形、噴流形、暴噴流形、耐防水形（防侵形）、及び耐防水圧形（水中形）照明器具について、鉄製の部分はさびが生じないように保護されていること、アルミニウム及びアルミニウム合金の部分は耐食性をもつこと。また、銅又は銅合金板からなる接触子およびその他の部分は、応力腐食割れが生じてはならない。 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない 12.3 耐久性試験 12.3.1（試験）の b)の第 2 段落目を、次の文に置き換える。 温度測定室の室内温度は、附属書 K を参考に測定する。照明器具に内蔵しないランプ制御装置は、照明器具の外に置く。ランプ制御装置は温度測定室内に置く必要はないが、その周囲温度は 25 ±5 とする。 12.3.1（試験）の d)を、次の文に置き換える。	

					動作期間中の電源電圧は、ELV 以外の白熱灯器具の場合、試験に使用するランプに定格電力を与える電圧値の $(1.05 \pm 0.015)$ 倍とする。ELV の白熱電灯器具、蛍光灯、その他の放電灯器具及び LED 照明器具の場合、定格電圧又は定格電圧に範囲がある場合はその最大電圧の $(1.10 \pm 0.015)$ 倍とする。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	2. 2.2 2.3  2.4 2.5 3. 3.2 3.3 9	2. 照明器具の分類 2.2 感電に対する保護の形式による分類 2.3 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護による分類 2.4 照明器具の取付面の材料による分類 2.5 使用環境による分類 3. 表示 3.2 照明器具の表示 3.3 追加の情報 第9章 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	

<p>第六条</p>	<p>耐熱性等を有する部品及び材料の使用</p>	<p>電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>4.16.2</p> <p>表 12.1</p>	<p>4.16.2 の第 1 段落の“ 該当する附属装置の規格 ( JIS C 8147-2-3 , JIS C 8147-2-8 , JIS C 8147-2-9 , JIS C 8108 , JIS C 8117 など ) の要求事項に適合する熱的保護機能付ランプ制御装置の一部分であってもよい。” を、“ 該当する附属装置の規格 ( JIS C 8147-2-3 , JIS C 8147-2-8 , JIS C 8147-2-9 , JIS C 8147-2-13 , JIS C 8108 , JIS C 8117 など ) の要求事項に適合する熱的保護機能付ランプ制御装置の一部分であってもよい。” に置き換える。</p> <p>4.16.2 の第 5 段落を、次の文に置き換える。</p> <p>該当する附属装置の規格 ( JIS C 8147-2-3 , JIS C 8147-2-8 , JIS C 8147-2-9 , JIS C 8147-2-13 , JIS C 8108 , JIS C 8117 など ) の要求事項に適合する</p> <p> シンボル付きの“ クラス P ” の熱的保護機能付き安定器若しくは変圧器、130 以下を明示した  シンボル付きの熱的保護機能付き安定器、変圧器、LED モジュール用制御装置、又は  若しくは  シンボル付きの熱的保護機能付き安定器を用いた照明器具は、試験することなしにこの細分箇条の要求事項に適合するとみなす。</p> <p>表 12.1 ( 12.4.1 の試験条件における主要部分の最高</p>	
------------	--------------------------	---	-------------------	-----------------------------	---	--

				5. 13. 14. 15.	温度)の測定箇所欄における“ケース[コンデンサ, 始動装置, 電子安定器, コンバータ(電子トランスを含む)など]”を, “ケース[コンデンサ, 始動装置, 電子安定器, コンバータ(電子トランスを含む), LEDモジュール用制御装置など]”に置き換える。  5. 外部及び内部配線  13. 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性  14. ねじ締め式端子  15. ねじなし端子及び電気接続	
第七條 第1項	感電に対する保護	電気用品には, 使用場所の状況及び電圧に応じ, 感電のおそれがないように, 次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに, 必要に応じて, 接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	4.27C  4.27D  5.3.1.3	4.27C 非交換形光源をもつ照明器具 照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく, 光源の交換及び/又は充電部へ接触ができてはならない。  4.27D 使用者非交換形光源をもつ照明器具 使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバーがあり, カバーに3.2.22Aによる“感電注意”記号が表示されている場合は, 第8章に規定する試験中, そのままとする。また, そのカバーは, 二つ以上の独立した固定手段によって, 所定の位置に保持されなければならない。  5.3.1.3 内部配線に充電部となる導体を持ち, かつ, 通常動作状態で可触金属部分があるクラス 照明器具の接触箇所について電圧ストレスに対応した二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足すること。	

				7. <u>7.2.1</u>	7. 保護接地 7.2.1 の第 1 段落の“ 設置した状態で、ランプ若しくはスタータ交換のため、”を、“ 設置した状態で、交換形光源若しくはスタータ交換のため、” に置き換える。	
				8. <u>8.2.1</u>	8. 感電に対する保護 8.2.1 の第 1 段落の“ 及び手で照明器具が開けられない場合でもランプ交換又はスタータ交換（交換可能な場合）のために開けたときは、”を、“ 及び手で照明器具が開けられない場合でも交換形光源交換又はスタータ交換（交換可能な場合）のために開けたときは、” に置き換える。 8.2.1 の第 2 段落の最後に、次の文を追加する。 4.27D に従って、使用者非交換形光源を覆う保護カバーは、この箇条の試験及び検査中に保護カバーの位置が動いてはならない。	
				10.2	10.2 絶縁抵抗及び耐電圧	
第七 条 第 2 項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	10.3	10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけど	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	4.3 4.9 9.2	4.3 電線経路 4.9 絶縁ライニング及びブスリーブ 9.2 a) 防じん形照明器具では、ちりが導電性である場合、この規格の絶縁に対する要求事項に適合しなくなるような部分に、タルク粉のたい積があってはならない。	

				10.2 11. 12. 13	10.2 照明器具の絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。 11.沿面距離及び空間距離 12. 耐久性試験及び温度試験 第 13 章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（絶縁材料からなる特定の部分の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性についての要求事項及び試験を規定している。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	3.2.9 3.2.13 3.3.4 4.15.1 4.15.2 4.16 4.21.4	3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示。 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示。 3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示。 4.15.1 可燃性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない。可燃性材料の部分は、セルロイドのような激しく燃える材料は、使用してはならない。 4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。 4.16 可燃性材料表面へ取り付ける照明器具 4.21.4 ランプ収納室は絶縁材料ならば耐火性、耐着火	

				<p>性に適合しなければならない。</p> <p>4.26 短絡保護</p> <p>絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分 (SELV) が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。</p> <p>12. 耐久性試験及び温度試験</p> <p>12.4 12.4.1 (試験) の d) の 3 番目の “ - ” の後に、次の文を追加する。</p> <p>- LED 照明器具は、定格電圧の 0.94 倍～1.06 倍 (定格電圧に範囲がある場合は、最小値の 0.94 倍～最大値の 1.06 倍) の間で最も不利な値とする。</p> <p>12.4.2 (合否) の a) を、次の文に置き換える。</p> <p>a) 12.4.1 d) の規定で、定格電力の 1.05 倍の電力を与える電圧、定格電圧 (定格電圧に範囲がある場合は最大値) の 1.06 倍、又は定格電圧の 0.94 倍～1.06 倍 (定格電圧に範囲がある場合は、最小値の 0.94 倍～最大値の 1.06 倍) の間で最も不利な値で行う場合は、温度は表 12.1 及び表 12.2 の値に 5 を加えた値以下とする。</p> <p>表 12.1 (12.4.1 の試験条件における主要部分の最高温度) の測定箇所欄における “ ケース [ コンデンサ、始動装置、電子安定器、コンバータ (電子トランスを含む) など ] ” を、“ ケース [ コンデンサ、始動装置、電子安定器、コンバータ (電子トランスを含む)、LED モジュール用制御装置など ] ” に置き換える。</p>	
--	--	--	--	--	--

				13.3	13.3 耐炎性及び耐着火性試験 通電部又は安全特別低電圧部（SELV）を所定位置に保持する絶縁物部分，及び感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁物部分は，耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。	
				13.4	13.4 耐トラッキング性 普通形照明器具以外の照明器具で，通電部又は安全特別低電圧（SELV）を所定位置に保持する絶縁物部分又はそれらに接触する絶縁物部分は，じんあい及び水気の侵入に対してそれらを保護していない限り，耐トラッキング性材料でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	12. <u>12.4</u>	12. 耐久性試験及び温度試験 12.4 温度試験（通常動作） 通常の使用を代表する状態で，照明器具の各部分（ランプを含む。），照明器具内部の電源電線及び照明器具の取付面に安全性を損なう温度上昇があってはならない。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.13.4  4.14 4.25	4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は，適切な機械的強度をもち，通常的使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 4.14 つり具及び調節手段 4.25 機械的危険箇所	
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的	該当	4.4.4	4.4.4 ランプソケットの固定装置は通常使用時に予	



条第2項	よる危害の防止	作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	非該当	4.9 4.13 4.20  4.21   14.4.4 15.3.9 15.5.1 15.8	<p>想される手荒な取扱いに耐えるように十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>4.9 絶縁ライニング及びスリーブ</p> <p>4.13 機械的強度</p> <p>4.20 ラフサービス照明器具 振動に対する要求事項 ラフサービス照明器具は、振動に対して適切な耐性をもたなければならない。</p> <p>4.21 保護シールド ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護シールドをもたなければならない。ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。</p> <p>14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子は十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>15.3.9 ねじなし端子及び接続器は、通常使用で起こる機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。</p> <p>15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続は十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>15.8 ねじなし端子及び電気接続は、十分な機械的強度をもたなければならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出すること

						により、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	4.24	4.24 紫外線放射	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	4.15 4.16 4.26  7.  12.3 12.4 12.5 12.6	4.15 可燃性材料 4.16 可燃性材料表面に取り付ける照明器具 4.26 短絡保護  絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分（SELV）が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。 第7章 保護接地（クラス0 ~ の照明器具において可触金属部分は、絶縁破壊された場合に充電部とならないように規定されている。）  12.3 耐久性試験 12.4 温度試験（通常状態） 12.5 温度試験（異常動作） 12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態）  可燃性材料表面への取付に適しているが、ランプ制御装置と取付面との離隔距離が十分でなく、かつ熱的	

				12.7	保護装置を備えていない照明器具に関する異常動作試験。 12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験 温度の影響のない機械的な支持物を設けていない 熱可塑性樹脂外郭をもつ照明器具の異常動作試験。	
				13.	13. 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	当該照明器具の不意な動作によって人体に危害が及ぶ恐れがないことから規定していない。
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	当該照明器具の不意な動作によって人体に危害が及ぶ恐れがないことから規定していない。
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	当該照明器具の不意な動作によって人体に危害が及ぶ恐れがないことから規定していない。

第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	4.27E  5.2 5.3	4.27E 蛍光灯用口金をもつ蛍光灯以外のランプ  JIS C 8324 に規定する蛍光灯ソケット（GX53 を除く。）は、ランプを着脱できる構造の照明器具では、蛍光灯の接続以外で通電してはならない。  5.2 電源との接続及びその他の外部配線  5.3 内部配線	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	11.	11. 沿面距離及び空間距離  耐インパルスカテゴリに応じた空間距離を規定している。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具に対する雑音の強さは、J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	3.2 3.3 3.4 12.3.2	3.2 照明器具の表示  3.3 追加の情報  3.4 表示に対する試験  12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されて

		機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				いるため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

		<p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	<p>長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。</p>

<技術基準省令への整合性> 規格番号：JIS C 8105-2-3 (2011) 規格名：照明器具 - 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	3.6	3.6 構造（第1部の4.27A 光出力による。）	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	3.6 3.6.2 3.6.3 3.9	3.6 構造（第1部の第4章による。） 3.6.2 照明器具の取付け 3.6.3 照明器具及び外装部分の支持物への取付け 3.9 端子 第1部第14章 ねじ締め式端子（照明器具に組み込むねじ締め式端子に関する要求事項を規定している。） 第1部第15章 ねじなし端子及び電気接続（照明器具の内部配線及び外部配線の接続に用いるねじなし端子及び電気接続に関する要求事項を規定している。）	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	3.6  3.6.5	3.6 構造 第1部4.26 短絡保護 絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分（SELV）が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。 3.6.5 ガラスのカバー	

				3.8 3.12	3.8 保護接地 第1部第7章 保護接地 クラス0 ~ の照明器具において可触金属部分は、絶縁破壊された場合に充電部となってはならない。 3.12 耐久性試験及び温度試験（第1部の12.5 温度試験（異状動作）、12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態）、12.7 熱可塑性樹脂照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験による。）	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	3.5 3.5a)~3.5i)	3.5 表示（第1部の3.2 照明器具の表示、3.3 追加の情報による。） 3.5a) 設計で意図した取付け姿勢（正常な使用姿勢）、3.5b) 安定器を含む質量、3.5c) 外形寸法、3.5d) 最大の受圧面積、3.5e) 照明器具に適切なつり下げ線の断面寸法、3.5f) “屋内専用”、“屋外専用”又は“屋内外両用の表示（適合環境）、3.5g) 結線箱を収納する区画の寸法、3.5h) 照明器具を支持固定するあらゆるボルト及びねじに加える取付けトルク（N・m）、3.5i) 設計風速及び選択したガラスの破砕に対する保護に関連した最大取付け高さ	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	3.6	3.6 構造（第1部の4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止による。） 第1部4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。	



					<p>第1部 4.14 つり具及び調節手段</p> <p>第1部 4.14.3 調節装置の耐久性試験</p> <p>第1部 4.18 耐食性</p> <p>防滴形，防雨形，防まつ形，噴流形，暴噴流形，耐防水形（防侵形），及び耐防水圧形（水中形）照明器具について，鉄製の部分はさびが生じないように保護されていること，アルミニウム及びアルミニウム合金の部分は耐食性をもつこと。また，銅又は銅合金板からなる接触子およびその他の部分は，応力腐食割れが生じてはならない。</p> <p>3.10 外部及び内部配線</p> <p>3.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の第12章による。)</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	3.1 3.6.1 3.6.8  3.13	<p>3.1 適用範囲</p> <p>3.6.1 固形物及び水気の侵入に対する保護</p> <p>3.6.8 照明柱一体形照明器具の開口部は，さびに対して機能が損なわれないような処置を施さなければならない</p> <p>3.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護（第1部の9.2 じんあい，固形物及び水気の侵入に対する試験による。)</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	3.12 3.12A 3.15	<p>3.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の第12章による。)</p> <p>3.12A 耐熱衝撃性試験</p> <p>3.15 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性（第1部</p>	

					の第13章による。)	
第七 条 第1項	感電に対する保 護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電 のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられる ものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要 に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	3.6    3.8 3.10 3.11 3.14	3.6 構造 第1部 4.27C 照明器具又は照明器具の部分を破壊す ることなく、光源の交換及び/又は充電部へ接触が できてはならない。 3.8 保護接地(第1部の第7章による。) 3.10 外部及び内部配線(第1部の5.3 内部配線によ る。) 3.11 感電に対する保護(第1部の第8章による。) 3.14 絶縁抵抗及び耐電圧(第1部の第10章による。)	
第七 条 第2項	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制 されていること。	該当 非該当	3.6  3.14	3.6 構造(第1部の附属書 A 導電部が感電を生じる かどうかを決める試験による。) 3.14 絶縁抵抗及び耐電圧(第1部の10.3 接触電流、 保護導体電流及び電気やけどによる。)	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれが ある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況 に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	3.6   3.7 3.9	3.6 構造 第1部 4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ば り・錆はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けない ようになっていなければならない。 第1部 4.9 絶縁ライニング(裏打ち)及びスリーブ 絶縁ライニング及びスリーブ及び類似の部分は適 切な機械的、電気的強度をもたなければならない。 3.7 沿面距離及び空間距離(第1部の第11章による。) 3.9 端子及び電気接続(第1部の第14章及び第15章 による。)	

				3.12	3.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の第12章による。)	
				3.13	3.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護(第1部の9.2 a) じんあい, 固形物及び水気の侵入に対する試験による。)	
				3.14	3.14 絶縁抵抗及び耐電圧 第1部 10.2 照明器具の絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。	
				3.15	3.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第1部第13章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性(絶縁材料からなる特定の部分の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性についての要求事項及び試験を規定している。)	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	3.5	3.5 表示 第1部 3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示。 第1部 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示。 第1部 3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示。	
				3.6	3.6 構造 第1部 4.15.1 可燃性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない。 可燃性材料の部分は、セルロイドのような激しく燃	

				<p>える材料は、使用してはならない。</p> <p>第1部4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。</p> <p>第1部4.16 可燃性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策の要求あり。</p> <p>第1部4.21.4 ランプ収納室は絶縁材料ならば耐火性、耐着火性に適合しなければならない。</p> <p>第1部4.26 短絡保護</p> <p>絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分（SELV）が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。</p> <p>3.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の第12章による。)</p> <p>3.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性(第1部の13.3 耐炎性及び耐着火性試験による。)</p> <p>第1部13.4 耐トラッキング性</p> <p>普通形照明器具以外の照明器具で、通電部又は安全特別低電圧（SELV）を所定位置に保持する絶縁物部分又はそれらに接触する絶縁物部分は、じんあい及び水気の侵入に対してそれらを保護していない限り、耐トラッキング性材料でなければならない。</p>		
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が	該当 非該当	3.12	3.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の第12章による。)	

		容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	3.6	3.6 構造（第1部の4.25 機械的危険箇所による。） 3.6 構造 第1部4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常の使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 第1部4.14 機械的なつり具の強度は、適切な安全率をもたなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	3.6	3.6 構造（第1部の4.13 機械的強度、及び4.20 ラフサービス照明器具 - 振動に対する要求事項による。） 3.6 構造 第1部4.4.4 ランプソケットの固定装置は通常使用時に予想される手荒な取扱いに耐えるように十分な機械的強度をもたなければならない。 第1部4.9 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ（絶縁ライニング及びスリーブ及び類似の部分）は適切な機械的、電氣的強度をもたなければならない。 第1部4.21 保護シールド ハロゲン電球及びメタルハライドランプを用いる照明器具は、ランプの破裂の危険性があるため、保護	

				<p>3.6.3</p> <p>3.6.5</p> <p>3.9</p>	<p>シールドをもたなければならない。)(ランプ収納室の部分は、ランプの破裂による破片で安全性を損なわないように設計しなければならない。</p> <p>3.6.3 照明器具及び外装部分の支持物への取付け</p> <p>3.6.5 ガラスのカバー</p> <p>ガラスの粉砕によって人が傷害を受けるリスクを軽減するために、照明器具の設計で意図している取付け高さに関連して、要求事項を規定している。</p> <p>3.9 端子</p> <p>第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子は十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>第1部 15.3.9 ねじなし端子及び接続器は、通常使用で起こる機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。</p> <p>第1部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続は十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>第1部 15.8 ねじなし端子及び電気接続は、十分な機械的強度をもたなければならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を

						使用していない。
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	3.6	3.6 構造（第1部の4.24 紫外放射による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	3.6  3.8  3.12	3.6 構造 第1部4.26 短絡保護 絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分（SELV）が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。 3.8 保護接地 第1部第7章 保護接地（クラス0 ~ の照明器具において可触金属部分は、絶縁破壊された場合に充電部とならないように規定している。） 3.12 耐久性試験及び温度試験（第1部の12.3 耐久性試験、12.5 温度試験（異常動作）、12.6 温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態）、及び12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないことから、本規格

						では規定していないため、非該当とする。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないことから、本規格では規定していないため、非該当とする。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は、不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないことから、本規格では規定していないため、非該当とする。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	3.6	3.6 構造 第1部 4.27E 蛍光ランプ用口金をもつ蛍光ランプ以外のランプ JIS C 8324 に規定する蛍光灯ソケット（GX53 を除く。）は、ランプを着脱できる構造の照明器具では、蛍光ランプの接続以外で通電してはならない。	



				3.10	3.10 外部及び内部配線(第1部の5.2 電源との接続及びその他の外部配線による。) 3.10 外部及び内部配線 第1部5.3.1 内部配線は、通常使用中の電力を取り扱うことができる適切な種類及びサイズの導体を使用しなければならない。配線の絶縁は、正しく取り付け、電源に接続した状態で安全性を損なうことなく、それが受ける印加電圧と最大温度に耐えることができる材料でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	3.7	3.7 沿面距離及び空間距離(第1部の第11章による。)、耐インパルスカテゴリに応じた空間距離を規定している。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具に対する雑音の強さは、J55015等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	3.5  3.12	3.5 表示(第1部の3.2 照明器具の表示、3.3 追加の情報による。) 3.5 表示 第1部3.4 表示に対する試験 3.12 耐久性試験及び温度試験 第1部12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する規定。	
第二十条	表示(長期使用)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほ	該当	-	-	長期使用製品安

条第1項	製品安全表示制度による表示)	<p>か、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	非該当			全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明

		<p>器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				<p>確に規定されているため、整合規格は不要。</p>
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当 非該当</p>	-	-	<p>長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。</p>



<技術基準省令への整合性> 規格番号：JIS C 8105-2-11（2013） 規格名：照明器具 - 第2-11部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	11.2 11.6	11.2 試験の一般要求事項（JIS C 8105-1（以下、第1部）の0.3による。） 11.6 構造（第1部の4.27A 光出力による。）	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	11.6 11.9	11.6 構造（第1部の第4章による。） 11.9 端子及び電気接続 第1部第14章 ねじ締め式端子（照明器具に組み込むねじ締め式端子に関する要求事項を規定している。） 第1部第15章 ねじなし端子及び電気接続（照明器具の内部配線及び外部配線の接続に用いるねじなし端子及び電気接続に関する要求事項を規定している。）	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	11.6 11.8	11.6 構造 第1部4.26 短絡保護 絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分（SELV）が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。 11.8 保護接地 第1部第7章 保護接地 クラス0 ~ の照明器具において可触金属部分	

				11.12	は、絶縁破壊された場合に充電部となつてはならない。 11.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の12.5 温度試験(異常動作),12.6 温度試験(ランプ制御装置が故障を起こした状態),12.7 熱可塑性樹脂照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験による。)	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	11.5 11.5.1 11.5.2 11.5.3 11.5.4	11.5 表示(第1部の第3章による。) 11.5.1 システム水槽の水面までの距離に関する情報の明示及び/又は器具への記号の表記 11.5.2 持ち運び可能な外部部品がIPX7より低い場合の警告表示 11.5.3 “保守のために観賞魚用照明器具を開ける前に電源を切る”旨の表示 11.5.4 水槽とは別に納入し、水槽の壁に直接取り付けられることを意図した固定式観賞魚用照明器具の取り付け可能か水槽の壁の厚さに関する情報を記載	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	11.6	11.6 構造(第1部の4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止による。) 11.6 構造 第1部4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第1部4.14 つり具及び調節手段 第1部4.14.3 調節装置の動作サイクル試験 第1部4.18 耐食性	

					<p>防滴形，防雨形，防まつ形，噴流形，暴噴流形，耐防水形（防曇形），及び耐防水圧形（水中形）照明器具について，鉄製の部分はさびが生じないように保護されていること，アルミニウム及びアルミニウム合金の部分は耐食性をもつこと。また，銅又は銅合金板からなる接触子およびその他の部分は，応力腐食割れが生じてはならない。</p> <p>11.12 耐久性試験及び温度試験（第1部の第12章による。）</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	<p>11.1 適用範囲</p> <p>11.13 じんあい，固形物及び水気の侵入に対する保護（第1部の第9章による。）</p> <p>11.6.1 動作電圧が交流12V（実効値）又はリップルの無い直流30V以下のクラスⅢ観賞魚用照明器具を除き，水に触れる位置又は水中に浸かる位置に配置してはならない。</p> <p>11.6.2 水気に対する保護等級の規定</p> <p>11.10 外部及び内部配線</p> <p>11.10.2 観賞魚用照明器具の電源接続用プラグは，外来固形物に対する保護等級がIP2Xでなければならない。</p> <p>11.10.3 取扱説明書などに観賞魚用照明器具が屋内使用だけに適している旨を明確に記載している場合は，電源接続用のコードはポリ塩化ビニル製のものでよい。ただし導体の断面積は0.75mm<sup>2</sup>以上で</p>		

					なければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	11.2  11.6 11.10 11.12  11.15	11.2 試験の一般要求事項(第1部の0.5 照明器具の構成部品による。)  11.6 構造  11.10 外部及び内部配線  11.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の第12章による。)  11.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性(第1部の第13章による。)	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	11.6  11.6.5 11.10  11.8 11.11 11.14	11.6 構造 第1部 4.27C 照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく、光源の交換及び/又は充電部へ接触ができてはならない。  11.6.5 電源スイッチはクラス II 観賞魚用照明器具の場合を除き、両切り構造でなければならない。  11.10 外部及び内部配線(第1部の5.3 内部配線による。)  11.8 保護接地(第1部の第7章による。)  11.11 感電に対する保護(第1部の第8章による。)  11.14 絶縁抵抗及び耐電圧(第1部の第10章 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流による。)	
第七条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	11.6  11.14	11.6 構造(第1部の附属書 A 導電部が感電を生じかどうかを決める試験による。)  11.14 絶縁抵抗及び耐電圧(第1部の10.3 接触電流、保護導体電流及び電気やけどによる。)	



<p>第八条</p>	<p>絶縁性能の保持</p>	<p>電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>11.6           11.7   11.9   11.12   11.13   11.10.2   11.14</p>	<p>11.6 構造 第1部 4.3 電線経路 電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・鋸はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。 第1部 4.9 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ 絶縁ライニング及びスリーブ及び類似の部分は適切な機械的、電気的強度をもたなければならない。 11.7 沿面距離及び空間距離（第1部の第11章による。） 11.9 端子及び電気接続（第1部の第14章 ねじ締め端子、及び第15章 ねじなし端子及び電気接続による。） 11.12 耐久性試験及び温度試験（第1部の第12章による。） 11.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護（第1部の第9章による。） 11.10.2 観賞魚用照明器具の電源接続用のプラグは、外来固形物に対する保護等級が IP2X でなければならない。 11.14 絶縁抵抗及び耐電圧 第1部 10.2 照明器具の絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。 11.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第1部第13章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング</p>	
------------	----------------	--	-------------------	---	--	--

				11.15	性（絶縁材料からなる特定の部分の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性についての要求事項及び試験を規定している。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	11.5  11.6	<p>11.5 表示</p> <p>第1部3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さない照明器具の表示。</p> <p>第1部3.2.13 照射物が過熱する可能性がある照明器具の表示。</p> <p>第1部3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付に適している場合の表示。</p> <p>11.6 構造</p> <p>第1部4.15.1 可炎性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない。</p> <p>可炎性材料の部分は、セルロイドのような激しく燃える材料は、使用してはならない。</p> <p>第1部4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。</p> <p>第1部4.16 可炎性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策について規定。</p> <p>第1部4.21.4 ランプ収納室は、それが絶縁材料であれば、耐炎性及び着火性に適合しなければならない。</p>	

					<p>第1部 4.26 短絡保護</p> <p>絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分（SELV）が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。</p> <p>11.12 耐久性試験及び温度試験（第1部の第12章による。）</p> <p>11.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の13.3 耐炎性及び耐着火性試験による。）</p> <p>11.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>第1部 13.4 耐トラッキング性</p> <p>普通形照明器具以外の照明器具で、通電部又は安全特別低電圧（SELV）を所定位置に保持する絶縁物部分又はそれらに接触する絶縁物部分は、じんあい及び水気の侵入に対してそれらを保護していない限り、耐トラッキング性材料でなければならない。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	11.12	11.12 耐久性試験及び温度試験（第1部の第12章による。）	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	11.6	<p>11.6 構造（第1部の4.25 機械的危険箇所による。）</p> <p>11.6 構造</p> <p>第1部 4.13.4 ラフサービス照明器具</p> <p>ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常的使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。</p>	

				11.6.4	<p>第1部 4.14 機械的なつり具の強度は、適切な安全率をもたなければならない。</p> <p>11.6.4 固定式観賞魚用照明器具が外れることのないように、対策を講じなければならない。</p>	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	11.6	<p>11.6 構造(第1部の4.13 機械的強度、及び4.20 ラフサービス照明器具 - 振動に対する要求事項による。)</p> <p>11.6 構造 第1部4.4.4 ランプソケットの固定装置は通常使用時に予想される手荒な取扱いに耐えるように十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>第1部 4.9 絶縁ライニング(裏打ち)及びスリーブ(絶縁ライニング及びスリーブ及び類似の部分)は適切な機械的、電氣的強度をもたなければならない。</p> <p>第1部 4.21 保護シールド ハロゲン電球及びメタルハライドランプ(破裂の危険性があるランプ)の保護に対する要求。</p> <p>11.9 端子及び電氣的接続 第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子は十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>第1部 15.3.9 ねじなし端子及び接続器は、通常使用で起こる機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。</p>	11.9

					第1部15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続は十分な機械的強度をもたなければならない。 第1部15.8 ねじなし端子及び電気接続は、十分な機械的強度をもたなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	11.6	11.6 構造（第1部の4.24 紫外放射による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	11.6  11.8	11.6 構造 第1部4.26 短絡保護 絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分（SELV）が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。 11.8 保護設置 第1部7 保護接地 クラス0 ~ の照明器具において可触金属部分は、絶縁破壊された場合に充電部となつてはならな	

				11.12	い。 11.12 耐久性試験及び温度試験(第1部の12.3 耐久性試験, 12.5 温度試験(異常動作), 12.6 温度試験(ランプ制御装置が故障を起こした状態), 及び12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験による。)	
第十五条第1項	始動, 再始動及び停止による危害の防止	電気用品は, 不意な始動によって人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は, 不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないことから, 本規格では規定していないため, 非該当とする。
第十五条第2項	始動, 再始動及び停止による危害の防止	電気用品は, 動作が中断し, 又は停止したときは, 再始動によって人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は, 不意な動作によって人体に危害が及ぶおそれがないことから, 本規格では規定していないため, 非該当とする。
第十五条第3項	始動, 再始動及び停止による危害の防止	電気用品は, 不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は, 不意な動作によって

	害の防止	する。				人体に危害が及ぶおそれがないことから、本規格では規定していないため、非該当とする。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	11.6  11.10	11.6 構造 第1部 4.27E 蛍光ランプ用口金をもつ蛍光ランプ以外のランプ JIS C 8324 に規定する蛍光灯ソケット（GX53 を除く。）は、ランプを着脱できる構造の照明器具では、蛍光ランプの接続以外で通電してはならない。 11.10 外部及び内部配線（第1部の 5.2 電源との接続及びその他の外部配線による。） 11.10 外部及び内部配線 第1部 5.3.1 内部配線は、通常使用中の電力を取り扱うことができる適切な種類及びサイズの導体を使用しなければならない。配線の絶縁は、正しく取り付け、電源に接続した状態で安全性を損なうことなく、それが受ける印加電圧と最大温度に耐えることができる材料でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	11.7	11.7 沿面距離及び空間距離 JIS C 8105-1 の第 11 章（沿面距離及び空間距離）の規定による。この規格の観賞魚用照明器具は、インパ	

					ルス耐電圧カテゴリIIに従った用途を意図したものである。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具に対する雑音の強さは、J55015等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	11.5  11.12	11.5 表示（第1部の第3章、3.4 表示に対する試験による。） 11.5 表示 第1部 3.2 照明器具の表示 照明器具に消えない方法で明瞭に表示すべき情報について規定している。 11.12 耐久性試験及び温度試験 第1部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する要求。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。



		(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。


<p>第二十条第4項</p>	<p>表示（長期使用製品安全表示制度による表示）</p>	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>長期使用製品安全表示制度については，省令で明確に規定されているため，整合規格は不要。</p>
----------------	------------------------------	---	-------------------	----------	----------	---

<技術基準省令への整合性> 規格番号：JIS C 8105-2-24 (2013) 規格名：照明器具 - 第 2-24 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	24.3	24.3 試験の一般要求事項 (JIS C 8105-1 (以下、第 1 部) の 0.3 による。)	
				24.7	24.7 構造 (第 1 部の 4.27A 光出力による。)	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	24.7	24.7 構造 (第 1 部の第 4 章による。)	
				24.10	24.10 端子及び電気接続 第 1 部第 14 章 ねじ締め式端子 (照明器具に組み込むねじ締め式端子に関する要求事項を規定している。) 第 1 部第 15 章 ねじなし端子及び電気接続 (照明器具の内部配線及び外部配線の接続に用いるねじなし端子及び電気接続に関する要求事項を規定している。)	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	24.7	24.7 構造 第 1 部 4.26 短絡保護 絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分 (SELV) が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。	
				24.9	24.9 保護接地 第 1 部 7 保護接地	

				<p>クラス0 ~ の照明器具において可触金属部分 は、絶縁破壊された場合に充電部となってはなら ない。</p> <p>24.13 24.13 耐久性試験及び温度試験（第1部の12.5 温 度試験（異常動作）、12.6 温度試験（ランプ制御 装置が故障を起こした状態）、12.7 熱可塑性樹脂 照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置 の故障状態に関する温度試験による。）</p> <p>24.13.1 24.13.1 照明器具の温度は、粉じんが蓄積する全て の照明器具水平面において、定格電圧の1.06倍で 90 以下でなければならず、また、全ての垂直外 面において、定格電圧の1.06倍で150 以下でな ければならない。ただし、金属外郭の可触部分は、 85 以下、金属以外の外郭の可触部分及び人が容 易に触れるおそれのない外郭の垂直面は、100 以下とする。 粉じんのリスクがある場所で使用する光源の場 合、光源のガラス表面のいかなる部分も、150 を 超えてはならない。</p> <p>24.13.2 24.13.2 温度限度値 - 異常動作</p> <p>24.13.3 24.13.3 照明器具の温度は、JIS C 8105-1 の12.6 [ 温 度試験（ランプ制御装置が故障を興した状態）]の 要求事項を適用する。ただし、粉じんが蓄積する 全ての水平面の温度は、115 以下でなければな らない。さらに、全ての垂直外面及び光源のガラ</p>
--	--	--	--	--

					ス表面の温度は、24.13.1 による。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	24.6 24.13.1	24.6 表示（第 1 部の第 3 章による。） 24.13.1 照明器具の外表面が建物の一部（壁又は類似部分）と接触して配置される可能性があり、温度が 90 を超え 150 以下の場合、照明器具には、このような配置について警告する取付指示書を添付しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	24.7  24.11 24.13	24.7 構造 第 1 部 4.11.4 通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護していなければならない。 第 1 部 4.14 つり具及び調節手段 第 1 部 4.14.3 調節装置の耐久性試験 第 1 部 4.18 耐食性 防滴形、防雨形、防まつ形、噴流形、暴噴流形、耐防水形（防曇形）、及び耐防水圧形（水中形）照明器具について、鉄製の部分はさびが生じないように保護されていること、アルミニウム及びアルミニウム合金の部分は耐食性をもつこと。また、銅又は銅合金板からなる接触子およびその他の部分は、応力腐食割れが生じてはならない。 24.7 構造（第 1 部の 4.27B 供用期間中の発煙、発火などの防止による。） 24.11 外部及び内部配線 24.13 耐久性試験及び温度試験（第 1 部の第 12 章による。）	

<p>第五条</p>	<p>使用者及び使用場所を考慮した安全設計</p>	<p>電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>24.1 24.6.1  24.6.2  24.7.1  24.7.2  24.14</p>	<p>24.1 適用範囲 24.6.1 照明器具には、 (図1 参照) を表示しなければならない。この表示は、目でみることができ、かつ、JIS C 8105-1 の 3.2 c) の要求事項を満たさなければならない。 24.6.2 照明器具がどの場所での使用を意図したものを、24.5 に規定する照明器具の分類に従って、製造業者の資料で明示しなければならない。 24.7.1 照明器具の外郭の外来固形物に対する保護等級は、IP4X 以上、ただし、粉じんが存在する場合は IP5X、導電性粉じんが存在する場合は IP6X でなければならない。 24.7.2 粉じんが蓄積しそうな表面であって、かつ、幅 7.5 mm を超える全ての非垂直面は、水平面に関する要求事項に適合しなければならない。 24.14 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 (第1部の第9章による。)</p>	
<p>第六条</p>	<p>耐熱性等を有する部品及び材料の使用</p>	<p>電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>24.3 24.13 24.16</p>	<p>24.3 試験の一般要求事項 (第1部の0.5 照明器具の構成部品による。) 24.13 耐久性試験及び温度試験 (第1部の第12章による。) 24.16 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 (第1部の13章による。)</p>	
<p>第七条 第1項</p>	<p>感電に対する保護</p>	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じら</p>	<p>該当 非該当</p>	<p>24.7</p>	<p>24.7 構造 第1部 4.27C 照明器具又は照明器具の部分を破壊</p>	

		<p>れるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>		<p>24.9</p> <p>24.11</p> <p>24.12</p> <p>24.15</p>	<p>することなく、光源の交換及び / 又は充電部へ接触ができてはならない。</p> <p>24.9 保護接地（第1部の第7章による。）</p> <p>24.11 外部及び内部配線（第1部の5.3 内部配線による。）</p> <p>24.12 感電に対する保護（第1部の第8章による。）</p> <p>24.15 絶縁抵抗及び耐電圧（第1部の第10章 絶縁抵抗，耐電圧，接触電流及び保護導体電流による。）</p>	
第七條 第2項	感電に対する保護	<p>二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	<p>24.7</p> <p>24.15</p>	<p>24.7 構造（第1部の附属書 A 導電部が感電を生じるかどうかを決める試験による。）</p> <p>24.15 絶縁抵抗及び耐電圧（第1部の10.3 接触電流，保護導体電流及び電気やけどによる。）</p>	
第八條	絶縁性能の保持	<p>電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	<p>24.7</p> <p>24.8</p> <p>24.10</p>	<p>24.7 構造</p> <p>第1部 4.3 電線経路</p> <p>電線はなめらかな経路に配し、シャープエッジ・ばり・鋳はりなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないようになっていなければならない。</p> <p>第1部 4.9</p> <p>絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ</p> <p>絶縁ライニング及びスリーブ及び類似の部分は適切な機械的，電氣的強度をもたなければならない。</p> <p>24.8 沿面距離及び空間距離（第1部の第11章による。）</p> <p>24.10 端子及び電氣的接続（第1部の第14章 ね</p>	

				24.13	じ締め端子 ,及び第 15 章 ねじなし端子及び電気 接続による。)	
				24.13	24.13 耐久性試験及び温度試験 (第 1 部の第 12 章 による。)	
				24.14	24.14 じんあい, 固形物及び水気の侵入に対する保 護 (第 1 部の第 9 章による。)	
				24.15	24.15 絶縁抵抗及び耐電圧 第 1 部 10.2 照明器具の絶縁抵抗及び耐電圧は, 適 切でなければならない。	
				24.16	24.16 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 第 1 部第 13 章 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング 性 (絶縁材料からなる特定の部分の耐熱性、耐火 性及び耐トラッキング性についての要求事項及び 試験を規定している。)	
第九条	火災の危険源か らの保護	電気用品には, 発火によって人体に危害を及ぼし, 又は物件に損傷を与えるおそれがないように, 発火 する温度に達しない構造の採用, 難燃性の部品及び 材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	24.6	24.6 表示 第 1 部 3.2.9 可燃性材料表面への直接取付に適さな い照明器具の表示。 第 1 部 3.2.13 被照射物が過熱する可能性がある照 明器具の表示。 第 1 部 3.3.4 照明器具が不燃性材料表面にだけ取付 に適している場合の表示。	
				24.7	24.7 構造 第 1 部 4.15.1 可燃性材料の部分は, その着火温度 に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から 十分に離さなければならない。	



				<p>可燃性材料の部分は、セルロイドのような激しく燃える材料は、使用してはならない。</p> <p>第 1 部 4.15.2 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。</p> <p>第 1 部 4.16 可燃性材料表面へ取り付ける照明器具の過熱対策について規定している。）</p> <p>第 1 部 4.21.4 ランプ収納室は、それが絶縁材料であれば、耐炎性及び着火性に適合しなければならない。</p> <p>第 1 部 4.26 短絡保護</p> <p>絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分 (SELV) が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。</p> <p>24.13 24.13 耐久性試験及び温度試験 (第 1 部の第 12 章による。)</p> <p>24.16 24.16 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 (第 1 部の 13.3 耐炎性及び耐着火性試験による。)</p> <p>24.16 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> <p>第 1 部 13.4 耐トラッキング性</p> <p>普通形照明器具以外の照明器具で、通電部又は安全特別低電圧 (SELV) を所定位置に保持する絶縁物部分又はそれらに接触する絶縁物部分は、じんあい</p>
--	--	--	--	---

					及び水気の侵入に対してそれらを保護していない限り、耐トラッキング性材料でなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	24.13	24.13 耐久性試験及び温度試験（第1部の第12章による。）	
第十一条 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	24.7	24.7 構造（第1部の4.25 機械的危険箇所による。） 24.7 構造 第1部4.13.4 ラフサービス照明器具 ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常的使用中に予期される周囲環境で転倒してはならない。 第1部4.14 機械的なつり具の強度は、適切な安全率をもたなければならない。	
第十一条 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	24.7	24.7 構造（第1部の4.13 機械的強度、及び4.20 ラフサービス照明器具 - 振動に対する要求事項による。） 24.7 構造 第1部4.4.4 ランプソケットの固定装置は通常使用時に予想される手荒な取扱いに耐えるように十分な機械的強度をもたなければならない。 第1部4.9 絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ（絶縁ライニング及びスリーブ及び類似の部分）は適切な機械的、電気的強度をもたなければならない。	

				24.10	<p>第1部 4.21 保護シールド</p> <p>ハロゲン電球及びメタルハライドランプ（破裂の危険性があるランプ）の保護に対する要求。</p> <p>24.10 端子及び電氣的接続</p> <p>第1部 14.4.4 照明器具に組み込むねじ締め式端子は十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>第1部 15.3.9 ねじなし端子及び接続器は、通常使用で起こる機械的、電氣的及び熱的ストレスに耐えなければならない。</p> <p>第1部 15.5.1 内部配線用のねじなし端子及び電気接続は十分な機械的強度をもたなければならない。</p> <p>第1部 15.8 ねじなし端子及び電気接続は、十分な機械的強度をもたなければならない。</p>	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具は、一般的に、流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える化学物質を使用していない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	24.7	24.7 構造（第1部の4.24 紫外放射による。）	

	止					
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	24.7  24.9  24.13	24.7 構造 第1部4.26 短絡保護 絶縁しておらず、可触の異極の安全特別低電圧部分(SELV)が不慮の短絡事故がもとで安全性が損なわれないように、適切な手段を施さなければならない。 24.9 保護接地 第1部7 保護接地 クラス0 ~ の照明器具において可触金属部分は、絶縁破壊された場合に充電部となつてはならない。 24.13 耐久性試験及び温度試験(第1部の12.3 耐久性試験, 12.5 温度試験(異常動作), 12.6 温度試験(ランプ制御装置が故障を起こした状態), 及び12.7 熱可塑性樹脂製照明器具に使用するランプ制御装置又は電子装置の故障状態に関する温度試験による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	当該照明器具の不意な動作によって人体に危害が及ぶ恐れがないことから規定していない。
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、	該当	-	-	当該照明器具の不

条第2項	び停止による危害の防止	再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	非該当			意な動作によって人体に危害が及ぶ恐れがないことから規定していない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	当該照明器具の不意な動作によって人体に危害が及ぶ恐れがないことから規定していない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	24.7  24.11	24.7 構造 第1部 4.27E 蛍光ランプ用口金をもつ蛍光ランプ以外のランプ JIS C 8324 に規定する蛍光灯ソケット(GX53を除く。)は、ランプを着脱できる構造の照明器具では、蛍光ランプの接続以外で通電してはならない。 24.11 外部及び内部配線(第1部の5.2 電源との接続及びその他の外部配線による。) 24.11 外部及び内部配線 第1部 5.3.1 内部配線は、通常使用中の電力を取り扱うことができる適切な種類及びサイズの導体を使用しなければならない。配線の絶縁は、正しく取り付け、電源に接続した状態で安全性を損なうことなく、それが受ける印加電圧と最大温度に耐	

					えることができる材料でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	24.8	24.8 沿面距離及び空間距離（JIS C 8105-1 の第 11 章（沿面距離及び空間距離）の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	照明器具に対する雑音の強さは、J55015 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	24.6  24.13	24.6 表示（第 1 部の第 3 章、3.4 表示に対する試験による。） 24.6 表示 第 1 部 3.2 照明器具の表示 照明器具に消えない方法で明瞭に表示すべき情報について規定。 24.13 耐久性試験及び温度試験 第 1 部 12.3.2 耐久性試験後の表示の可読性に対する要求。	
第二十条第 1 項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか・・・（記載方法要検討）、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

		<p>体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第3項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているもの)に限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると 経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると 経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。



<技術基準省令への整合性> JIS C8462-1:2012

家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ - 第1部：一般要求事項}

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条4	4 一般要求事項 エンクロージャのそれぞれの部分は、通常の使用状態で、据え付けたり取り付けたりしたときに、エンクロージャ内部に取り付けた部品に対して、適切な電氣的及び機械的保護を確保し、使用者又はその周囲に対して危険がないよう構成され、組み立てられていなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条12	12 構造 構造に関する規定全般。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条11 箇条11.1	11 接地の準備 11.1 露出導電性部分のあるボックス及びエンクロージャ 露出導電性部分があるボックス及びエンクロージャは、低抵抗の接地手段、又はその接地手段のための附属品の準備がなければならない。	地絡事故における露出導電部の接地による被害軽減

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 8	8 表示 表示に関する規定全般。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 10 箇条 11 箇条 13 箇条 14 箇条 15 箇条 16 箇条 18 箇条 19 箇条 20	10 感電保護 11 接地の準備 13 劣化防止，固体の侵入及び水の有害な浸入からの保護 14 絶縁抵抗及び耐電圧 15 機械的強度 16 耐熱性 18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 19 耐トラッキング性 20 耐食性	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 1          箇条 8 箇条 8.1	1 適用範囲 この規格は、屋内又は屋外用の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流 1000V、直流 1500V 以下のボックス、エンクロージャ及びエンクロージャの部分について規定する。 この規格は、周囲温度がまれに 35 になることもあるが、通常は 25 を超えない場所で使用するボックス及びエンクロージャに適用する。 8 表示 8.1 特別な部品を用いることによって、より高度な保護を達成するような特別な場合には、説明書を用意し、高度な保護について明記する。その場合の表示は、初期の保護等級を包含しなければならない。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 14 箇条 14.1  箇条 16 箇条 16.1 箇条 16.2  箇条 16.3  箇条 18	14 絶縁抵抗及び耐電圧  14.1 7.1.1 及び 7.1.3 の規定によって分類するエンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。 適否は、14.2 及び 14.3 の試験によって判定する。 これらの試験は、以下の湿度試験の直後に行う。  16 耐熱性 16.1 通電部を保持するために必要な絶縁材の部分 16.2 通電部を保持するために必要のない絶縁材の部分  16.3 7.7.2 によって分類する絶縁材のボックス及びエンクロージャ  18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は、異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。 適否は、次の条件下で、JIS C 60695-2-11 の 4.~10. によるグローワイヤ試験によって判定する。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第1項	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	箇条 10	<p>10 感電保護</p> <p>ボックス及びエンクロージャは、製造業者の指示に従い、組み立てた上で、配置し、通常使用状態に取り付けたとき、充電部に接触しないように設計しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>エンクロージャは、JIS C 0922 に従った検査プローブ 11 を 1 分間 20N の力によって適用したとき、図 26 に示すように検査プローブがエンクロージャ内部へ侵入することを防止しなければならない。</p> <p>試験は、施工後にアクセス可能な部分において実行する。</p>	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	箇条 11 箇条 11.1  箇条 11.2	11 接地の準備 11.1 露出導電性部分のあるボックス及びエンクロージャ 露出導電性部分があるボックス及びエンクロージャは、低抵抗の接地手段、又はその接地手段のための附属品の準備がなければならない。 11.2 7.7.2 によって分類する絶縁物でできているボックス及びエンクロージャ 絶縁物でできているボックス及びエンクロージャには、4mm <sup>2</sup> 以上の接続性能をもち、かつ、接地目的のための一つのねじ止め端子をもち、一つ以上の接地用当て金をもってもよい。	接地する事により人体への感電防止を行う。
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条 14 箇条 14.1	14 絶縁抵抗及び耐電圧 14.1 7.1.1 及び 7.1.3 の規定によって分類するエンクロージャの絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。 適否は、14.2 及び 14.3 の試験によって判定する。これらの試験は、以下の湿度試験の直後に行う。	

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 18          箇条 19	<p>18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は、異常な熱又は火災によって著しく影響を受けてはならない。 適否は、次の条件下で、JIS C 60695-2-11 の4.~10.によるグローワイヤ試験によって判定する。</p> <p>19 耐トラッキング性 IPX0 を超える保護等級のボックス及びエンクロージャの充電部を所定の位置に保持する絶縁材は、耐トラッキング性材料とする。 セラミック以外の材質及び沿面距離が、箇条 17 に規定する値の2倍未満の場合は、適否は3個の供試体に対して JIS C 2134 に規定する試験によって判定する。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは電線及び充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないため、温度上昇しない。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 12  箇条 12.10  箇条 12.11  箇条 12.12	12 構造  ボックス及びエンクロージャは、シャープエッジがない構造にしなければならない。  12.10 7.2.1.1 及び 7.2.1.2 によって分類するボックス及びエンクロージャの固定  中空壁用以外の埋込タイプボックス及びエンクロージャ、並びに次に示す以外のものは、壁に適切に取り付けるための固定手段を用意する。  12.11 7.7.1 によって分類するボックス及びエンクロージャ  7.7.1 によって分類する中空壁又は類似の壁のためのボックス及びエンクロージャは、中空壁又は類似の壁への適切な固定手段をもち、固定方法はケーブルに類らない構造とする。  12.12 7.7.2 によって分類するボックス及びエンクロージャの固定  7.7.2 によって分類する中空壁又は類似の壁のためのボックス及びエンクロージャは、ボックス又はエンクロージャを中空壁又はそれに類するものに固定するための適切な手段をもたなければならない。	



技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 12.9  箇条 15  箇条 15.1 箇条 15.2 箇条 15.3	12.9 ねじの固定  (略)・・・ねじによる固定手段は、これらの手段が、取付け時又は通常の使用中に発生する機械的な負荷に耐えるように設計及び製造しなければならない。  15 機械的強度  ボックス及びエンクロージャは、取付け時及び通常の使用時に生じる機械的ストレスに耐え得る十分な強度がなければならない。  適否は、次に示す 15.1～15.3 に規定する試験によって判定する。  15.1 低温衝撃試験 15.2 圧縮試験 15.3 ボックス及びエンクロージャの衝撃試験	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは、充電部を保護するために使用される製品のため、一般的に人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれはない。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	箇条 21	21 電磁両立性 (EMC) この規格を適用する製品は、通常の使用では、電磁両立性に関しては影響を受けない(エミッション及びイミュニティ)。よって、試験は必要はない。	ボックス及びエングロージャは充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-	-	ボックス及びエングロージャは、運転を行わない。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	ボックス及びエングロージャは、運転を行わない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	ボックス及びエングロージャは、運転を行わない。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	ボックス及びエングロージャは、運転を行わない。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは、運転を行わない。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 21	21 電磁両立性 (EMC) この規格を適用する製品は、通常の使用では、電磁両立性に関しては影響を受けない(エミッション及びイミュニティ)。よって、試験は必要はない。	ボックス及びエンクロージャは充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 21	21 電磁両立性 (EMC) この規格を適用する製品は、通常の使用では、電磁両立性に関しては影響を受けない(エミッション及びイミュニティ)。よって、試験は必要はない。	ボックス及びエンクロージャは充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条8 箇条8.2	8 表示 8.2 ボックス及びエンクロージャの表示は、耐久性があり、容易に読むことができなければならない。 8.1 及び 8.2 の適否は、目視検査及び次の試験によって判定する。	
第二十条第1項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは、長期使用製品安全表示制度の対象外。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは、長期使用製品安全表示制度の対象外。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは、長期使用製品安全表示制度の対象外。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	ボックス及びエンクロージャは、長期使用製品安全表示制度の対象外。

<技術基準省令への整合性> JIS C 9300-6(2013)：アーク溶接装置 第6部：限定使用率アーク溶接装置

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当	6	6 電撃の防護	
			非該当	6.1	6.1 絶縁 (6.1.1 一般) (6.1.2 空間距離) (6.1.3 沿面距離) (6.1.4 絶縁抵抗) (6.1.5 絶縁耐力)	
				15	15 機械的要求事項	
				15.1	15.1 一般 第1部の14.1(一般要求事項)による。 第1部: 14.1 一般的要求事項 溶接電源は、電撃その他の危険を避けるために、(中略)・正常な使用状態に耐えるのに必要な及び剛性をもつ構造としなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当	11.2	11.2 複数の入力電圧	
			非該当	15	15 機械的要求事項	
				15.1	15.1 一般 JISC 9300-1 (以下、第1部) の14.1(一般要求事項)による。 第1部: 14.1 一般的要求事項 溶接電源は、電撃その他の危険を避けるために、(中略)・正常な使用状態に耐えるのに必要な及び剛性をもつ構造としなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する	該当 非該当	7.1	7.1 温度保護及び温度制限の機器 溶接電源は、温度保護及び温度制限装置の二つの独立	

		安全機能を有するよう設計されるものとする。		8 9 10 10.1	した機器を装備しなければならない。 8 温度制限装置 9 温度保護 10.異常試験 10.1 一般 溶接電源は、10.2～10.4に規定する試験の異常な運転状態において、危険な電氣的破壊又は火災の危険を起こしてはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	17    19	17 定格銘板 第1部の15.1(一般的要求事項による)。 15.1 一般的要求事項 定格銘板は、明りょう、かつ、消えないように作成し、溶接電源の見やすい箇所に確実に取り付けるか、又は印刷しなければならない。 19 取扱説明及び注意書き	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	7.5   11.7	7.5 負荷周期 溶接電源は、損傷なし又は機能不良なしで、繰り返される負荷周期に耐えなければならない。 11.7 一次入力 ON/OFF 装置 溶接電源は、一次入力 ON/OFF 装置を具備する。一次入力 ON/OFF 装置は、第1部の10.7(一次入力 ON/OFF 装置)による。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適	該当 非該当	1	1 適用範囲 ・・非専門家が使用するためと、使用者を考慮している。	



		切な表示をされているものとする。		6.2.1.1	6.2.1.1. 定常作業における電撃からの防護 溶接電源は、JIS C 0920 の試験手段及び条件を用いた IP21S 以上の保護等級に適合しなければならない。 溶接電源のための遠隔制御装置は、JIS C 0920 の試験手段及び条件を用いた IP2X 以上の保護等級に適合しなければならない。	
				6.2.1.2	6.2.1.2 水の浸入保護	
				19.2	19.2 注意書き 各溶接電源には、明瞭で容易に消えないように、次のシンボル又は同等の組合せを用いて表示する。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	5.3 16	5.3 構成部材の要求事項（第1部による。） 16 補助装置	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	6.1 6.2 6.3 11.4 12 12.1.1 12.1.2 13 14 16.2.4	6.1 絶縁 6.2 定常作業における電撃からの防護（直接接触） 6.3 単一故障状態（間接接触）における電撃からの防護 11.4 一次入力端子（第1部による。） 12 出力 12.1.1 アーク溶接電源のための定格無負荷電圧 12.1.2 プラズマ切断電源のための定格無負荷電圧 13 制御回路 14 危険低減装置 16.2.4 故意でない接触に対する保護 ワイヤ送給装置は、溶接電圧を印加している部品との	

					故意でない接触に対して、保護策をとる。	
第七條 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	6.3.7	6.3.7 故障状態の接触電流	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	6.1 7.2 7.4 10	6.1 絶縁（第1部による。） 7.2 温度上昇試験 7.4 温度上昇限度 表1で絶縁クラスの動作温度を規定している。 10 異常動作 溶接電源は、10.2～10.4に規定する試験の異常な運転状態において、危険な電氣的破壊又は火災の危険を起こしてはならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	7.2 7.4 10 15.2.1	7.2 温度上昇試験 7.4 温度上昇限度 10 異常動作 溶接電源は、10.2～10.4に規定する試験の異常な運転状態において、危険な電氣的破壊又は火災の危険を起こしてはならない。 15.2.1 外箱材料 第1部の14.2.1（外箱材料）による。 第1部の14.2.1・・・充電部分との接触保護を意図した非金属材料は、JIS Z2391に従った可燃性分類V-1又はそれ以上のものでなければならない。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が	該当 非該当	7.2 7.4.2	7.2 温度上昇試験 7.4.2 外部表面	

		容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		7.4.3	第1部の7.3.2(外部表面)による 7.3.2 外部表面 容易に触れることができる外部表面の温度上昇は、表7に示す値を超えてはならない。 7.4.3 その他の構成部材 その他の構成部材の最高温度は、それぞれの適切な規格に基づく最高温度以下とする。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	15.1  15.5	15.1 一般 第1部の14.1(一般的要求事項)による。 第1部の14.1で、(中略)容易に手の触れる部分は、けがをされると思われる鋭角な角、荒い面又は突起部があつてはならない。 15.5 傾斜安定性	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	11.5  11.6  15	11.5 一次ケーブルの固定具(第1部による。) 第1部の10.5(一次ケーブルの固定具)による。 (略)引っ張りから電氣的接続を保護するケーブル固定具又はこれと等価な手段を装備する。 11.6 一次入力挿入口(第1部による。) 第1部の10.6(一次入力挿入口)による。 一次入力ケーブルが金属部品を通過するところでは、絶縁物のブッシングを備えるか、又は開口部が(略)滑らかに丸みをもっていなければならない。 15 機械的要求事項	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、	該当 非該当	19.1.3 19.1.3 b)	19.1.3 安全のための指示 19.1.3 b) 溶接の煙による危険 溶接の煙を吸うことは、	

	傷の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。		19.1.3 f)	健康に有害。頭部を煙から遠ざける。広々とした場所で装置を使用する。煙を取り除く換気扇を使用する。 19.1.3 f) 排煙によって引き起こす危険、エンジンの排気ガスによって死亡することがあり、たとえドア及び窓が開いていても、家、ガレージ又はその他囲われている内部では決して使用しない。窓、ドア及び通気口から離して使用する。	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	1  19.1.3 d)	1 適用範囲 注記 6 この規格には、電磁両立性(EMC)の要求は含まない。 19.1.3 d) アークによる危険 アーク光は、目を焼いたり、皮膚を傷つけることがあるため、帽子及び保護めがねを着用する。耳保護及びボタンシャツ襟を使用する。正しい遮光フィルタ及び溶接ヘルメットを使用する。完全な身体保護具を着用する。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-	-	人がついて使用する機器であるため非該当。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	16.2.4	16.2.4 故意でない接触に対する保護 ・・溶接電圧を印加している部品との故意でない接触に対して、保護策をとる。	
第十五条	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再	該当	16.2.4	16.2.4 故意でない接触に対する保護	

条第2項	び停止による危害の防止	始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	非該当		・溶接電圧を印加している部品との故意でない接触に対して、保護策をとる。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものと思われるため、非該当。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	11.1 11.3 11.7  11.8 11.9	11.1 一次入力 11.3 入力回路への接続方法 11.7 一次入力の ON/OFF 装置 溶接電源は、一次入力 ON/OFF 装置を具備する。一次入力 ON/OFF 装置第1部の 10.7(一次入力 ON/OFF 装置)による 第1部の 10.7 (略) 保護クラス I の溶接電源には 10A から 20A のフューズを； 接地された一次電源の場合には、保護接地接続中に、 非接地の一次電源の場合には、一つの入力線と保護接地回路間に挿入する。 11.8 入力ケーブル 11.9 入力結合装置 ( 附属のプラグ )	

第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	1  19.1.3 e)	1 適用範囲 注記 6 この規格には、電磁両立性(EMC)の要求は含まない 19.1.3 e) 電磁界による危険 溶接電流は、電磁界を生じる。埋込式医療機器の使用者には、溶接電源を使用させない。人体の周囲に決して溶接ケーブルを巻き付けない。溶接ケーブルは、母材ケーブルに沿わせて配置する。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	雑音の強さは、J55001 別規格で規定される。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	12.1.1  17 19.1.3	12.1.1 アーク溶接電源のための定格無負荷電圧 c) “注意！感電危険”を意味するシンボルマーク 前面パネル又は一次入力 ON/OFF 切替装置の近くに、感電危険のシンボルマークの表示要求。 17 定格銘板 19.1.3 安全のための指示 安全のための指示には、作業範囲にいる全ての人の身体的危険に対して、次の基本的ガイドライン又は同等の保護を含める。	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、省令で明


		<p>(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				<p>確に規定されているため、整合規格は不要。</p>
第二十条第2項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当 非該当</p>	-	-	<p>長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。</p>
第二十条第3項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容</p>	<p>該当 非該当</p>	-	-	<p>長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されて</p>

		<p>易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				<p>いるため、整合規格は不要。</p>
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p>該当</p> <p>非該当</p>	-	-	<p>長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。</p>



<技術基準省令への整合性> 規格番号：JIS C 8147-2-13 (2014) 規格名：ランプ制御装置 - 第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条4	<p>4 一般要求事項 (JIS C 8147-1 (以下、第1部) によるほか、次による。)</p> <p>第1部箇条4 一般的要求事項</p> <p>ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。</p> <p>a) SELV制御装置は、<b>附属書I</b>の要求事項に従わなければならない。これには、一次回路と二次回路との間の絶縁抵抗、耐電圧、沿面距離及び空間距離を含む。</p> <p>b) 定電圧形又は定電流形ではない制御装置は、その制御装置が正常に動作するような電圧源又は電流源のいずれかの条件で試験する。</p> <p>c) a)及びb)以外の制御装置は、次の要求事項に従わなければならない。</p> <p>1) 非絶縁(単巻)制御装置は、<u>JIS C 61558-2-13</u> 及び <u>JIS C 61558-2-16:2012</u> の規定による。</p> <p>2) 絶縁制御装置は、<u>JIS C 61558-2-4</u> 及び <u>JIS C 61558-2-16:2012</u> の規定による。</p> <p>3) 分離制御装置は、<u>JIS C 61558-2-1</u> 及び <u>JIS C 61558-2-16:2012</u> の規定による。</p>	


					d) JIS C 8159-1 の附属書 E (参考) にランプの安全動作のための LED 制御装置設計のための情報を提供しているが LED モジュール用制御装置の試験時、これは規定とみなさなければならぬ。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条 16  附属書 I I.9	16 構造 (第 1 部による。) 第 1 部 箇条 15 構造 出力回路のコンセントは、JIS C 8303, JIS C 8358, IEC 60083:2004 及び IEC 60906 (規格群) に適合するプラグを差し込むことができてはならないし、また、出力回路のコンセントに差し込むことのできるプラグを、JIS C 8303, JIS C 8358, IEC 60083:2004 及び IEC 60906 (規格群) に適合する出力回路のコンセントに差し込むことができてはならない。 附属書 I 直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制御装置の個別追加要求事項 I.9 構造	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 14	14 故障状態 (第 1 部によるほか、次による)  の表示のある制御装置は、附属書 C に規定する要求事項を満たさなければならぬ。 第 1 部 箇条 14 故障状態	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 7	7 表示	

第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 18  箇条 20  I.10	18 ねじ、通電部及び接続部（第1部の箇条 17 による） 第1部箇条 17 ねじ、通電部及び接続部 20 耐食性（第1部の箇条 19 による） 第1部箇条 19 耐食性 I.10 部品	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	箇条 11	11 耐湿性及び絶縁性（第1部による） 第1部箇条 11 耐湿性及び絶縁性	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 19	19 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の 18.1 による） 第1部箇条 18 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	箇条 8  箇条 10  箇条 11  箇条 12  付属書 I  I.5  I.8	8 充電部との偶発的接触からの保護（第1部の箇条 10 による） 第1部箇条 10 充電部との偶発的接触からの保護 10 保護接地（第1部の箇条 9 による） 第1部箇条 9 保護接地 11 耐湿性及び絶縁性（第1部による） 第1部箇条 11 耐湿性及び絶縁性 12 耐電圧（第1部による） 第1部箇条 12 耐電圧 付属書 I 直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制御装置の個別追加要求事項 I.5 感電保護 I.8 絶縁抵抗及び耐電圧	

第七 条 第2 項	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよう に抑制されていること。	該当 非該当	付属書 I  I.5 付属書 A	付属書 I 直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制 御装置の個別追加要求事項  I.5 感電保護 付属書 A 導電部が電撃を生じる電部であるかどうかを決める ための試験	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるお それがある内外からの作用を考慮し、かつ、使 用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるもの とする。	該当 非該当	箇条 9  箇条 11  箇条 12  箇条 16   箇条 17  付属書 I	9 端子（第1部の箇条8による。） 第1部箇条8 端子  11 耐湿性及び絶縁性（第1部による。） 第1部箇条11 耐湿性及び絶縁性  12 耐電圧（第1部による） 第1部箇条12 耐電圧  16 構造（第1部の箇条15によるほか、次による。） 第1部箇条15 構造  出力回路のコンセントは、 <u>JIS C 8303</u> 、 <u>JIS C 8358</u> 、 <u>IEC 60083:2004</u> 及び <u>IEC 60906</u> （規格群）に適合するプラグを差し 込むことができてはならないし、また、出力回路のコンセント に差し込むことのできるプラグを、 <u>JIS C 8303</u> 、 <u>JIS C 8358</u> 、 <u>IEC 60083:2004</u> 及び <u>IEC 60906</u> （規格群）に適合する出力回路のコ ンセントに差し込むことができてはならない。  17 沿面距離及び空間距離（箇条14に特に規定がない場合、第 1部の箇条16による。） 箇条14（故障状態）に特に規定がない場合、第1部箇条16（沿 面距離及び空間距離）による。  付属書 I 直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制 御装置の個別追加要求事項	

				I.8 I.9	I.8 絶縁抵抗及び耐電圧 I.9 構造	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 14 箇条 15 15.1 15.2 箇条 19	14 故障状態（第1部による。） 箇条 15 トランス温度上昇 15.1 通常動作 15.2 異常動作 19 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の箇条 18 による） 第1部箇条 18 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 4	4 一般要求事項（第1部による。） 第1部箇条 4 一般的要求事項 JIS C 8105-1 箇条 12.4 温度試験（通常動作） 通常の使用を代表する状態で、照明器具の各部分（ランプを含む。）照明器具内部の電源電線及び照明器具の取付面に安全性を損なう温度上昇があってはならない。 さらに、照明器具が動作温度に達したときに、可触部分、取り扱う部分、調整する部分及び握る部分は、その目的に対して過度の温度上昇があってはならない。	独立形安定器については照明器具通則（JIS C 8105-1）を適用。
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 4	4 一般要求事項（第1部による。） 第1部箇条 4 一般的要求事項 JIS C 8105-1 箇条 4.13 機械的強度 照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常使用時に起こる手荒な扱いの後に安全性を損なわない構造でなければならない。 JIS C 8105-1 箇条 4.14 つり具及び調整手段	独立形安定器については照明器具通則（JIS C 8105-1）を適用。

					4.14.1 機械的なつり具の強度は、適切な安全率をもたなければならない。 JIS C 8105-1 箇条 4.25 機械的危険箇所 照明器具は、取付け施工中、通常使用時又は保守のときに、使用者が危険になるような鋭利な突起またはエッジがあってはならない。	
第十一 条第2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 18	18 ねじ、通電部及び接続部（第1部の箇条 17 による。） 第1部箇条 17 ねじ、通電部及び接続部	
第十二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 14 箇条 15 15.2	14 故障状態（第1部による。） 15 トランス温度上昇 15.2 異常動作 上記で指示した試験中及び試験終了後、制御装置は安全性を損なう不適合があってはならない。また、いかなる煙も可燃性ガスも発生してはならない。	
第十三 条	電気用品から 発せられる電 磁波による危 害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	-	-	安定器には、一般的に電磁波による危険なし。
第十四 条	使用方法を考 慮した安全設 計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示を	該当 非該当	箇条 14 付属書 I I.7	14 故障状態（第1部による。） 付属書 I 直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制御装置の個別追加要求事項 I.7 短絡及び過負荷保護	安定器は、無監視状態を想定

		されているものとする。				
第十五条第1項	始動,再始動及び停止による危害の防止	電気用品は,不意な始動によって人体に危害を及ぼし,又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	安定器は,該当するおそれがない。
第十五条第2項	始動,再始動及び停止による危害の防止	電気用品は,動作が中断し,又は停止したときは,再始動によって人体に危害を及ぼし,又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	安定器は,該当するおそれがない。
第十五条第3項	始動,再始動及び停止による危害の防止	電気用品は,不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし,又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	安定器は,該当するおそれがない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は,当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し,異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに,安全装置が作動するまでの間,回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	箇条 14  箇条 15 15.2	14 故障状態(第1部による。) 第1部箇条 14 故障状態  の表示のある制御装置は,附属書 C に規定する要求事項を満たさなければならない。 15 トランス温度上昇 15.2 異常動作 異常動作は, I.7 の要求事項を適用する。 I.7 SELV 制御装置は,通常使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険にはならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は,電氣的,磁氣的又は電磁的妨害により,安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	附属書 I  I.11	附属書 I 直流又は交流電源用 LED モジュール用 SELV 制御装置の個別追加要求事項  I.11 沿面距離,空間距離及び絶縁物を通しての距離	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は,通常の使用状態において,放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を	該当 非該当	-	-	LED 電源装置に対する雑音の強さ

		発生するおそれがないものとする。				が、J55015の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条 7	7 表示	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る）、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至る	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については、別規格で規定される。又は、省令のみで整合規格は不要。



		おそれがある旨				
第二十条第2項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に,明瞭に判読でき,かつ,容易に消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については,別規格で規定される。又は,省令のみで整合規格は不要。
第二十条第3項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り,産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に,明瞭に判読でき,かつ,容易に消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると,経年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については,別規格で規定される。又は,省令のみで整合規格は不要。
第二十条第4項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り,産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に,明瞭に判読でき,かつ,容易に消</p>	該当 非該当	-	-	長期使用製品安全表示制度については,別規格で規定

	示)	<p>えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				<p>される。又は、省令のみで整合規格は不要。</p>
--	----	--	--	--	--	-----------------------------

<技術基準省令への整合性> 規格番号：JIS C8461-1（2012） 規格名：電線管システム - 第1部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 4 4.1	4 一般要求事項 4.1 電線管及び電線管附属品は、通常の使用状態で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないよう構成され、組み立てなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	箇条 4 箇条 4.3  箇条 9	4 一般要求事項 4.3 電線管及び電線管附属品は、輸送、保管、推奨する施工中及び使用中に発生する可能性があるストレスに耐えなければならない。 9 構造 構造に関する規定全般。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	箇条 11 11.1.3	11 電気的特性 11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの導電性部分は、地絡事故及び短絡事故のとき電気が流れるように効果的な接地ができなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	箇条 7 7.1.3	7 表示及び説明書 7.1.3 製造業者は、箇条 6 に従った分類及び適切で安全な輸送、保管、設置及び使用に必要な全ての情報を、自身の印刷物に記載する。	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 4 4.3  箇条 9 9.2  箇条 10  箇条 11  箇条 12 箇条 13  箇条 14	4 一般要求事項 4.3 電線管及び電線管附属品は、輸送、保管、推奨する施工中及び使用中に発生する可能性があるストレスに耐えなければならない。 9 構造 9.2 ねじによる固定手段は、施工及び通常の使用中に発生する機械的ストレスに耐えられるよう設計する。 10 機械的特性 10.1 機械的強度 11 電気的特性 11.1 電気的特性 12 温度特性 13 火災の危険 13.1.3 火災の延焼 14 外的影響 14.1.2 保護等級 - 固形物の侵入 14.1.3 保護等級 - 水の浸入 14.2 耐食性	

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	<p>箇条 1</p> <p>注記 1</p> <p>箇条 7</p> <p>7.12</p> <p>箇条 14</p>	<p>1 適用範囲</p> <p>この規格は、交流 1000 V 及び / 又は直流 1500 V 以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線及び / 又はケーブルを保護し、管理するための電線管及び電線管附属品を含む電線管システムの要求事項及び試験の共通的・一般的事項について規定する。</p> <p>注記 1 電線管システムには、危険性のある雰囲気中での使用にも適するものがある。この場合、このような状態において施設する機器に要求される特別の要求事項に注意する。</p> <p>7 表示及び説明書</p> <p>7.12 製造業者は、箇条 6 に従った分類及び適切で安全な輸送、保管、設置及び使用に必要な全ての情報を、自身の印刷物に記載する。</p> <p>14 外的影響</p> <p>製造業者の取扱説明書に従って組み立てた電線管システムは、IP30 の最低要求事項及び製造業者が公表する分類の外的影響に対して十分な耐性をもっていなければならない。</p>	

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	箇条 12 12.1  箇条 11 11.1.4	12 温度特性 12.1 非金属製及び複合材料製の電線管は、十分な耐熱性をもたなければならない。  11 電気的特性 11.1.4 非金属製又は複合材料製の電線管システムであると表示している場合、これらのシステムは、適切な電氣的絶縁耐力及び絶縁抵抗をもっていなければならない。	
第七 条 第 1 項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	該当 非該当	-	-	電線管システムは充電部への接触を防ぐ商品であり、電線管システムには充電部がない。
第七 条 第 2 項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	-	-	電線管システムは充電部への接触を防ぐ商品であり、電線管システムには充電部がない。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	箇条 11 11.1.4	11 電気的特性 11.1.4 非金属製又は複合材料製の電線管システムであると表示している場合、これらのシステムは、適切な電氣的絶縁耐力及び絶縁抵抗をもっていなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条 13 13.1.3 13.1.3.1	13 火災の危険 13.1.3 火災の延焼 非延焼性の電線管システムは、延焼に対して十分な耐性をもっていなければならない。 13.1.3.1 非金属製及び複合材料製の電線管附属品の適否は、JIS C 60695-2-11:2004 に規定するグローワイヤ試験を用いて判定する。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	-	-	電線管システムは電線及び充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないため、温度上昇しないので、火傷の危険はない。

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条9 9.1	9. 構造 9.1 電線管システム内には、絶縁電線若しくはケーブルを損傷させるような、又は施工者若しくは使用者に危害を及ぼすような鋭いエッジ、ばり又は表面の突起があってはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	箇条10 10.1 10.1.1 10.1.2	10 機械的特性 10.1 機械的強度 10.1.1 電線管システムは、適切な機械的強度をもっていなければならない。 10.1.2 電線管は、その分類に従って、製造業者の取扱説明書に従った施工中又は施工後に、曲げたり、圧縮したり、またはその製品について公表した衝撃及び温度の分類に従った規定の衝撃若しくは極限温度にさらされたりしたとき、ひび割れが発生してはならない。また、絶縁電線若しくはケーブルの引込みが困難となるか、または布設した絶縁電線若しくはケーブルが引込み中に損傷するような程度の変形があってはならない。	



技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当			電線管システムは、電線を保護するために使用される製品のため、一般的に人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれはない。
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	箇条 15	15 電磁両立性 この規格に含まれる製品は、通常の使用状態において、電磁的影響(エミッション及びイミュニティ)に対する耐性をもたない。	電線管システムは電線を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	-	-	電線管システムは、運転を行わない。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	電線管システムは、運転を行わない。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	電線管システムは、運転を行わない。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	-	電線管システムは、運転を行わない。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	-	-	電線管システムは、運転を行わない。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	箇条 15	15 電磁両立性 この規格に含まれる製品は、通常の使用状態において、電磁的影響(エミッション及びイミュニティ)に対する耐性をもたない。	電線管システムは電線を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	箇条 15	15 電磁両立性 この規格に含まれる製品は、通常の使用状態において、電磁的影響(エミッション及びイミュニティ)に対する耐性をもたない。	電線管システムは電線を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	箇条7 7.6	7 表示及び説明書 7.6 表示は耐久性があり、はっきり読み取れなければならない。 適否は、目視によるとともに、水に浸した布を用いて15秒間、更に石油スピリットに浸した布を用いて15秒間その表示部を手でこすって判定する。 試験後、表示が読み取れなければならない。	
第二十条第1項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	-	電線管システムは、長期使用製品安全表示制度の対象外。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	電線管システムは、長期使用製品安全表示制度の対象外。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	電線管システムは、長期使用製品安全表示制度の対象外。

技術基準			該当 非該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	該当 非該当	-	-	電線管システムは、長期使用製品安全表示制度の対象外。

